

平成 28 年度 第 1 回新潟市消費者教育推進地域協議会会議録

日時： 平成28年 7月20日（水）午後 1：30～

会場： 消費生活センター研修室

（事務局：古俣課長）

それではただいまから、「新潟市消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。先ほど委員長のご説明でも触れていただきましたけれども、皆さまには協議会委員のご就任ということになります。ご承諾をいただいたものとさせていただきます。これから先は最初の協議会となりますので、はじめに委員の皆さまによる会長の互選を行っていただきます。

それでは協議会の次第（1）会長・副会長の選任を議題とさせていただきたいと思いますが、会長が決まるまでの間は、議事の進行を事務局で務めさせていただきます。事務局、お願いします。

（事務局：小柳所長）

会長、副会長は審議会の例に倣いまして、委員の互選により決めさせていただきます。皆さんからのご意見等あれば、頂戴したいのですが。

（南委員）

事務局一任。

（事務局：小柳所長）

今、事務局一任というご発言をいただきましたので、私ども事務局といたしましては、会長に澤田克己委員、それから副会長には佐藤靖子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（拍手）

（事務局：小柳所長）

ありがとうございます。異議なしということで、澤田克己委員に会長の職を、佐藤靖子委員に副会長の職をお願いしたいと思います。それでは協議会のほうの議事進行も澤田会長のほうにお願いしたいと思います。

（澤田会長）

分かりました。それではこの協議会の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。それでは早速ですが、協議会の議事次第（2）に移ります。改めて協議会に関する要綱について事務局からご説明願います。

(事務局：小柳所長)

それでは今日机上配布させていただきました、ちょっとここに色を付けさせていただいたのですが、協議会資料1というものをご用意いただけますでしょうか。先ほど審議会の中で課長のほうから説明をさせていただきました消費者教育の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないとありますので、消費者教育推進地域協議会を組織するにあたりまして、私どもの市のほうで要綱で組織に関する事項を定めたところがございます。その内容といたしましては、1条から6条までの条立てになってございます。1条は趣旨としまして、法律の20条の第1項に基づき組織するものという形にさせていただきました。先ほど審議会のほうでもお話がありました。協議会のほうは知識、経験を有する20名以内をもって組織するというようにさせていただきました。あと任期はこちらも1年。それから補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とし。基本的には審議会の規定を準用する形にしております。

さらに協議会のほうは、20条第1項。先ほど課長から説明がありました。こちらの掲げる者の出席を求めるということで、意見を聞くこともできますということにさせていただいています。あと会長、それから副会長を置くということと、会長は会議の議長を務めるということ。それから所掌する事務もこちらの法に基づく2条。先ほど資料の5で説明させていただきました所掌事務がございますので、こちらを所掌するとさせていただきました。あと協議会のほうは、市長の諮問機関という、懇話会的な意味合いも少しありますので、こちらのほうは申し訳ありません、市長が招集するとさせていただきましたし、要綱等は市のトップ、市長が定めるという形で整理をさせていただきました。なお、要綱のほうは本日からの形で施行という形にさせていただいております。協議会の要綱は以上でございます。

なお、申し遅れました。今日、皆さんのほうからこの協議会の委員として就任していただくということで、今後また20名の定員がございますので、ある意味追加されていく場合があるということで、本日は皆さんの就任をもって第1回目の協議会になるということになろうかと思っております。よろしくお願ひします。

(澤田会長)

では本日をもって発足ということで、本日から皆さま、委員としてよろしくお願ひします。ただいまご説明いただきました協議会資料1の要綱でございますが、これについて何かご質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に協議会議事次第(3)に移りたいと思ひます。次第(3)について、配布資料の説明をお願いします。

(事務局：小柳所長)

資料のほうですが、前回事前送付させていただきました資料の2はA3の折り込みのものな

のですが、今日また新たに、少し見にくいかなということで実際に今先ほど説明をさせていただきます資料4の計画を具体的に、消費者教育推進計画にした場合は、どこを直すかということで、今日直すところだけ赤色に直させていただいて、協議資料2ということで配布をさせていただいております。それらを見比べていただければありがたいかなと思います。これでございます。資料4と協議会資料2ということで、それをちょっと見比べていただいて、さらには事前送付させていただいたA3のものは、対比表のような形で、何ページのどこをどう直しますと書いてありますので、基本的にはこの2つを見ていただければなと思います。

今ありますこちらの一次改訂につきましては、平成27年の3月に策定をさせていただいております。この計画につきましては、平成20年に最初に策定した消費生活推進計画。この構成とといいますか、計画の構成ですね。中の構成をそのまま踏襲しまして、当時の消費者を取り巻く状況の変化に対応するために緊急性や優先性のある施策について重点的に取り組むとともに、社会情勢の変化に柔軟、機敏に対応することが必要であることから、27年から30年までの4年間の計画とさせていただきました。こちらのほうは従って一次改訂ということにさせていただきました。その中で消費者教育の推進も重要な課題であると認識しまして、こちらのほうの資料の4のところに行きますと、ページ数で7ページのところの施策の体系のところは課題のⅡとしまして、消費者教育の推進で施策を4つほど挙げてございます。

その施策の内容については、11ページ以降にその施策の内容が書いてございますが、これらの中で各階層や地域の中で計画全般にわたって消費者教育は必要なものと考えまして、支援者の育成や各種事業を行うこととしています。さらには高齢者、障害者の生活に対する支援のための地域が一体となった取り組みというところで、先ほども触れました、いつでも、どこでも、誰でもが学習できる消費者教育に関する計画を書き込んでございます。これらの計画が消費者教育そのものがこの中に含まれている、包括されているということから、今回法に基づく消費者教育推進地域協議会を組織するとともに、従来の私どもの計画を新潟市消費生活推進計画、中ポチを入れさせていただいて、新潟市消費者教育推進計画ということで改定をさせていただきたい、そのことによって一層の推進を図らせていただきたいというのが、今回の趣旨でございます。

協議会の資料のほうで、こちらで具体的にどこを直すかというところを少し説明させていただきます。まず表紙です。こちらに新潟市消費生活推進計画（一次改訂）とあったのですが、2つの計画を包含しているということで、中点で消費者教育推進計画とさせていただきます。それからさらには目次のところで第3章のところに消費者教育推進法との関係を少し書きたいと思っておりますので、こちらの目次に入れさせていただきました。さらにはぐっていただきまして、6ページのところにこちらのほうは先ほど説明させていただいた一次改訂の内容として、「向けて」ということがあったので、今回消費者教育推進法との関係も書き込みたいので、ここは少し取らせていただきたいと思っております。さらに6ペー

ジに続いて4という表題を起こしまして、消費者教育推進法との関係を見直し追記しますという内容を入れさせていただきました。

それから先ほどお話をさせていただきました課題と施策の体系のところ、課題のⅡのところ、新潟市消費者教育推進計画の内容ですということで入れさせていただきました。それからページは9ページになりますが、こちらに「消費者教育の推進」という課題がありますがこちらも括弧書きで（新潟市消費者教育推進計画）ということで入れさせていただきます。このことによって、この計画、今まで私どもが持っていた新潟市消費者推進計画の一次改訂部分を消費者推進計画という形で、2つの計画を1つの中に入れていただきましたということでやらせていただきたいなと思っております。以上でございます。

（澤田会長）

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。この消費生活推進計画というところから表題は変わったわけですが、具体的な施策の内容については、特に変更はないということですね。

（事務局：小柳所長）

そうです。私どもが皆さまからご努力いただいた一次改訂を作る際に、そういった協議する協議会の場もなかったということと、それから計画のほうには消費者教育も全部折り込んでいたのですけれども、そういった中での内容的な変更は今回は考えていないところです。補足としまして、国のほうでも別計画を作る。それから今もしそういった計画があるのであれば、その計画を見直す。もしくはそのまま計画とするという形でも、どちらでもそれはいいというふうにされていますし、先ほどお話をさせていただいた20の政令市の中で、10市がすでに計画を作っておりますが、4市ほどが今私どもがお示したような計画の、消費生活推進計画もしくは基本計画という形で作っているところもあるのですが、そちらのほうの計画の一部を消費者教育の部分だからということで、消費者教育推進計画という形で読み替えているところもございます。以上でございます。

（澤田会長）

ありがとうございました。一次改訂のときもこの消費者教育の部分については、かなり時間をかけて丁寧なご審議をいただいた覚えがあります。それは生きているということでございます。どうもありがとうございました。ほかに何かご質問等はございませんでしょうか。

もしほかに特になければ、本日の新潟市消費者教育推進地域協議会の議題として用意されたものはすべて終了しました。ではここで協議会は閉会とさせていただきますと思えます。